番　　　号

年　月　日

○○地域農業再生協議会長　殿

住所

団体名　茨城県農業再生協議会

代表者　　　　　　　　　　　印

稲作農業体質強化緊急対策事業に係る交付の決定について

　平成○年○月○日付け○○をもって申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、稲作農業体質強化緊急対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という）第４条第３項の規定により通知する。

記

１　補助金交付の対象となる事業は、平成○年○月○日付け○○（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書のとおりとする。

２　補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　補助金の額　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助金の額の区分は、申請書の区分欄記載のとおりとする。

４　補助金の額の確定は、補助事業に要した区分ごとの実支出額と補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

５　補助事業者は、稲作農業の体質強化緊急対策実施要綱（平成27年２月３日付け26生産第2685号農林水産事務次官依命通知）、稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金交付要綱（平成27年２月３日付け26生産第2687号農林水産事務次官依命通知）、稲作農業の体質強化緊急対策実施要領（平成27年２月３日付け26生産第2690号農林水産省生産局長通知）及び業務方法書に従わなければならない。